

横浜市環境配慮指針及び横浜市環境影響評価技術指針の改定後の取扱いについて

横浜市環境配慮指針及び横浜市環境影響評価技術指針については、令和7年4月4日に公告し、改定しました。計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査が円滑に行われるよう、改定後の取扱いを次のとおり示します。

1 横浜市環境配慮指針

改定後の横浜市環境配慮指針（以下「新配慮指針」という。）は、令和7年4月4日以降に配慮書を提出する事業に適用します。

なお、令和7年4月4日より前に改定前の横浜市環境配慮指針に基づき配慮書を作成し、提出した事業者については、新配慮指針の内容を参考にして具体的な環境影響についての配慮を行うよう努めてください。

2 横浜市環境影響評価技術指針

改定後の横浜市環境影響評価技術指針（以下「新技術指針」という。）は、令和7年4月4日以降に方法書を提出する対象事業に適用します。令和7年4月4日より前に改定前の横浜市環境影響評価技術指針（以下「旧技術指針」という。）に沿って方法書を作成し、提出した対象事業については、以降の手続についても旧技術指針を適用します。

なお、旧技術指針の適用を受ける事業者についても、環境影響評価にあたっては、事業計画が環境の保全に十分配慮しているか、環境影響がより一層回避され、又は低減されているかの「ベスト追求型」の観点から評価することを念頭に、新技術指針における各別記の予測及び評価の手法を参考に行ってください。

